

建築工事及び設備工事等成績評定要領

(目的)

第1 この要領は、京都府建設交通部の所管（建設交通部以外からの受託工事を含む。以下同じ。）する建築工事（建築基準法第2条第1号の規定による建築物の新築、増築、改修又は除却をいう。）及び設備工事（建築基準法第2条第3号の規定による建築物の新築、増築、改修又は除却をいう。）と、それらの工事に係る業務委託（以下「工事等」という。）の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ適確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2 評定は、原則として1件の請負金額が100万円以上の建設交通部が所管する工事等で、工事請負契約書に基づく建築工事（解体工事を含む）及び設備工事と、それらの工事に係る診断・設計及び工事監理等で建築設計業務等委託契約書及び建築工事監理業務委託契約書に基づく業務委託について行うものとする。ただし、単価契約による小修繕工事などで、契約担当者が、必要ないと認めたものについては、評定を省略できるものとする。

2 前項の工事に係る測量及び地質調査等の評定は、別に定める工事等成績評定要領に基づいて行う。

(評定者)

第3 工事等の成績の評定者（以下「評定者」という。）は、京都府建築工事及び設備工事等検査規程第3条に定める検査員及び監督職員とする。

(評定の方法)

第4 評定は、工事等発注単位ごとに独立して行うものとする。

2 評定は、監督または検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して適確かつ公正に行うものとする。

3 評定は、工事にあつては別記様式第1-1（解体工事については別記様式第1-2）の工事成績評定表によって行うものとし、設計業務委託にあつては、別記様式第2-1、工事監理業務にあつては、別記様式第2-2の委託業務成績評定表によって行うものとする。

(評定表の提出等)

第5 検査員である評定者は完成（随時）検査実施のとき、それ以外の評定者は工事等完成のときに、それぞれ評定を行うものとする。

2 評定者は、完成検査後遅滞なく評定表を当該工事主管課長等に提出するものとする。

(評定の結果の通知)

第6 工事主管課長等は、評定者から評定表の提出があったときは遅滞なく、当該工事等の受注者に対して、評定の結果を別記様式第3及び別表1から別表3により通知するものとする。

(評定の修正)

第7 工事主管課長等は、評定の結果を通知した後、契約不適合が判明した場合等で評定を修正する必要があると認める場合は評定を修正し、その結果を当該工事等の受注者に通知するものとする。

(説明請求等)

第8 第6又は第7による通知を受けた者は、通知を受けた日から7日（「休日を含む。」）以内に、書面により、工事主管課長等に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 工事主管課長等は、前項による説明を求められたときは、別記様式第4により回答するものとする。

3 前2項の事項については、第6又は第7の通知において明らかにするものとする。

(再説明請求等)

第9 第8第2項の回答を受けた者は、通知を受けた日から7日（「休日を含む。」）以内に、書面により、工事主管課長等に対して評定の内容について再説明を求めることができる。

2 工事主管課長等は、前項による再説明を求められたときは、別記様式第4-1により回答するものとする。

附則

この要領は、平成12年12月1日から適用する。

改正 平成14年11月1日

改正 平成16年2月1日

改正 平成16年5月1日

改正 平成19年9月1日

改正 平成19年11月1日

改正 平成20年4月1日

改正 平成24年9月1日
改正 平成27年4月1日
改正 令和2年10月1日
改正 令和5年4月3日